

# 熊本県公報

第 1 1 4 6 0 号  
平成 18 年 9 月 25 日 (月)  
(毎週 月・水・金発行)

## 目 次

**告 示**

- 生活保護法による施術者の指定.....(社会福祉課) 1
- 生活保護法による施術者の廃止.....( " ) 1
- 漁獲共済義務加入に係る契約締結申込の同意成立の告示.....(団体支援総室) 1
- 指定介護療養型医療施設に係る指定の辞退.....(高齢者支援総室) 2
- 道路の区域変更.....(道路保全課) 2

**公 告**

- 大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市町村及び住民等からの意見.....(商工政策課) 2
- " .....( " ) 2
- " .....( " ) 3
- " .....( " ) 3
- 開発行為工事完了.....(建築課) 3
- 定款変更認可.....(農村計画・技術管理課) 3

## 告 示

### 熊本県告示第 971 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する第 49 条の規定により、  
施術者を次のように指定した。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指 定 番 号	施 術 所 名 称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	指 定 年 月 日
生熊柔個 28	安永鍼灸整骨院	安永 幸二郎	上益城郡山都町浜町 259-20	平成18年9月 7日

### 熊本県告示第 972 号

生活保護法施行規則（昭和 25 年厚生省令第 21 号）第 14 条の規定により、施術者から廃止の届出があった。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

〔施術者（柔道整復）〕

指 定 番 号	施 術 所 名 称	施 術 者	施 術 所 所 在 地	廃 止 年 月 日
生熊柔 88	安永鍼灸整骨院	安永 幸二郎	上益城郡矢部町大字 城平 859	平成18年9月 7日

### 熊本県告示第 973 号

漁業災害補償法（昭和 39 年法律第 158 号）第 108 条第 5 項において準用する同法第 105 条の 2 第 3 項の規定による届出があり、同条第 1 項に規定する要件に適合すると認められるので、同条第 4 項の規定により、次のとおり告示する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

義務加入が成立した加入区の区域	漁業の区分
天草漁業協同組合の地区のうち天草市天草町の地区	大型定置漁業
	手繰網漁業

**熊本県告示第 974 号**

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 113 条の規定により、指定介護療養型医療施設の指定の辞退があった。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

施設の名称及び開設の場所	開設者の名称	指定を辞退する日
東病院 球磨郡あさぎり町岡原北 946	医療法人誠心会	平成 18 年 10 月 1 日
山都町立国民健康保険蘇陽病院 上益城郡山都町滝上 526	山都町	平成 18 年 10 月 1 日

**熊本県告示第 975 号**

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 9 月 25 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

## 1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
			後			
主要 地方 道	小川嘉島 線	下益城郡城南町大字藤山字上小木原  154 番 3 地先から 同町大字塚原字小木原  339 番 3 地先まで	前	8.4	63.6	
			後	8.4		
				~		
				11.2		
				~		
				21.7		

## 2 区域を変更する期日 平成 18 年 9 月 25 日

## 公 告

**熊本県公告第 708 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 12 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ゆめタウンはません店  
熊本市田井島一丁目 2-1 ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

**熊本県公告第 709 号**

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 10 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により荒尾市から意見書の提出

があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) グリーンスマイル一 番館  
荒尾市下井手字藤牧 1616 番地 67 号ほか
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課及び玉名地域振興局総務振興課  
平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

#### 熊本県公告第 710 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 6 条第 2 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 13 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
東町ショッピングプラザマークス  
熊本市東町四丁目 4 番 3
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

#### 熊本県公告第 711 号

大規模小売店舗立地法(平成 10 年法律第 91 号)第 5 条第 1 項の規定に基づき平成 18 年 4 月 26 日に行われた届出に対し、同法第 8 条第 1 項の規定により熊本市から意見書の提出があったので、同条第 3 項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
(仮称) 熊本インタープロジェクト  
熊本県熊本市神園一丁目 334 番地 1
- 2 市町村意見の概要  
意見なし
- 3 意見書の縦覧場所及び縦覧期間  
熊本県商工観光労働部商工政策課  
平成 18 年 9 月 25 日から平成 18 年 10 月 25 日まで

#### 熊本県公告第 712 号

都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)に基づく開発行為に関する工事が完了したので同法第 36 条第 3 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡嘉島町大字上島字四郎丸 623 番 1 の一部及び同 623 番 6 の一部  
999.49 平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市流通団地二丁目 11 番地  
株式会社エブリワン

#### 熊本県公告第 713 号

合志市西合志町土地改良区理事長大住清昭から平成 18 年 8 月 16 日付けで申請のあった定款変更については、平成 18 年 9 月 19 日付けで認可した。

平成 18 年 9 月 25 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

